第2期調布市特別支援教育推進計画素案(案)

目 次

第1	章 第2期調布市特別支援教育推進計画の概要	2
1	策定経緯	2
2	策定の目的	2
3	計画期間	
4	計画の進行管理	3
5	各計画との関係	
第2	章 現状と課題	4
1	国や東京都の動向	4
	(1)国の動向	4
	(2) 東京都の動向	5
2	調布市の現状	6
	(1)調布市の特別支援教育の現状	6
	(2) 現計画の成果と課題	7
第3	章 基本理念と基本方針1	2
1	基本理念	12
2	基本方針について	12

第4	- 章 旅	脑策	14
1	施策の	体系図	14
2	各施策	について	16
	(1)基	本方針1 すべての学校がチームとなって教育活動を進めます	16
	施策1	児童・生徒の深い理解と認識に基づく支援・指導の充実	16
	施策2	2 多様な教育ニーズに応える学校づくりの推進	17
	施策3	3 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実	18
	(2)基	本方針2 すべての教員がどの子もわかる教え方を身につけて,	
		子どもが学ぶ力を引き出します	20
	施策1	教職員の専門性向上の推進	20
	施策2	2 ICT機器の利用,主体的・積極的な社会参画に向けた特別支援教育の推	進 22
	施策3	8 専門家と連携した支援の充実	24
	(3)基	本方針3 多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します	26
	施策1	就学相談・教育相談の充実	26
	施策2	? 特別支援教育の理解促進	27
	(4)基	本方針4 どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします(環境整	備)28
	施策1	在籍学級で安心して学べる体制づくり	28
	施策2	2 全ての児童・生徒の安心・安全の確保	31
資	料 編		32
1	調布市	の特別支援教育を取り巻く動向	32
2	特別支	援教育をめぐる制度改正等の流れ	
3	用語集		

第1章 第2期調布市特別支援教育推進計画の概要

1 策定経緯

調布市教育委員会では、「子ども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、「調布市特別支援教育全体計画」を2013(平成25)年に、「調布市特別支援教育全体計画【改訂版】」を2016(平成28)年に策定し、2019(平成31)年には「どの子どもも、十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する」ことを理念として、調布市教育プランとの関連性を図りながら、2022(令和4)年を期限に「調布市特別支援教育推進計画」を策定し推進してきました。

この間,国,東京都及び調布市の特別支援教育を取り巻く背景は大きく変化をしてきました(資料 P34「特別支援教育を巡る制度改正等の流れ」参照)。各自治体のすべての学校すべての学級における特別支援教育の充実・発展に努めていく役割は、より一層大きくなっており、前特別支援教育推進計画の終了とともに、近年の社会や教育の状況変化を踏まえて、第2期調布市特別支援教育推進計画を策定することになりました。策定に当たり、現計画の成果と課題を明らかにし、現計画の理念を継承しながら、体系を、学校の在り方、教職員の在り方、連携の在り方、環境整備の在り方の四つに見直すこととし、今回の調布市における特別支援教育の推進が、どの子どもも、十分な教育を受けることができることにつながることを目指します。

2 策定の目的

調布市では、近年の国や東京都の動向を捉えながら、共生社会の実現に向けてすべての子どもが可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備するインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方とし、特別支援教育の推進をさらに充実することを目的として、第2期調布市特別支援教育推進計画の策定を行います。



3 計画期間

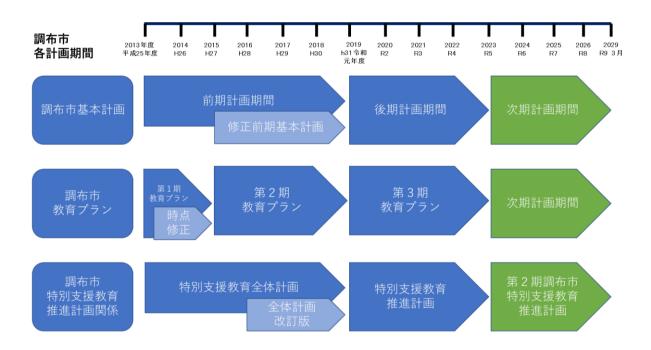
令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とします。

4 計画の進行管理

調布市特別支援教育推進計画に掲げる施策・主な取組については、毎年度の取組状況を調布 市特別支援教育検討委員会において報告します。

このことにより,施策・主な取組の進行管理を行い,次年度以降の取組につなげ,着実に推進していきます。

5 各計画等との関係



第2章 現状と課題

1 国や東京都の動向 (※巻末 P34 「特別支援教育をめぐる制度改正等の流れ)を参照)

(1) 国の動向

平成23年に障害者基本法が改正され、教育について「障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

平成24年には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」が中央教育審議会初等中等教育分科会(以下:中教審)から報告され、ここでも可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することと、多様で柔軟な学びの場の整備が方向として示されることとなりました。

平成26年1月に日本は国連の障害者の権利に関する条約を批准し、同年2月から国内において条約が発効しました。ここでは、障害者が一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

平成28年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、合理的配 慮の提供が求められることとなりました。

同じく平成28年には、発達障害者支援法が改正され、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、

「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進,いじめの防止等のための対策の推進」を行うことなどが新たに規定されました。

平成29年に告示した学習指導要領の改訂において、障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、特別支援学校と小中学校の教育課程の連続性を重視することが示されました。

令和3年の中教審報告「令和の日本型学校教育の構築を目指して」では、新時代の特別 支援教育の在り方についての基本的な考え方として、通常の学級、通級による指導、特別 支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備が必 要であるとされました。

同じく令和3年4月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 (以下:バリアフリー法)が改正され、公立小学校等が、バリアフリー基準適合義務の対象とされました。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下:医療的ケア児支援法)が施行され、学校での支援体制整備が求められるようになりました。

また国は、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子供たちをだれ一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる GIGA スクール構想を示し、令和2年以降基盤整備が急速に進められています。

音声 コード

令和 4 年には国連障害者権利委員会から対日審査総括所見公表され、今後の動向が注目 されます。

(2) 東京都の動向

東京都では令和3年に「未来の東京」戦略を策定し、東京で働き、暮らす誰もが、共に 交流し、支えあう社会「インクルーシブシティ東京」を実現するため、様々な場で多様な 人が共に支えあう環境づくりを推進するとともに、一人一人がお互いを認め合い、尊重し あう社会の実現を目指すこととしています。

同じく令和3年には、新たな東京都教育施策大綱を策定し、「教育のインクルージョンの推進」として、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、多様な個性を持つ子どもたちが互いを認め、尊重しあいながら学ぶ環境を整備していくこととしています。

令和4年3月に、東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画が策定され、

- I 特別支援学校における特別支援教育の充実
- Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実
- Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進
- IV 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

の4つの施策の方向性が示されました。

特に二つ目の方向性「小学校,中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実」では、その将来像として、

○小学校,中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が,充実した教育環境の下で,適切な合理的配慮の提供を受けながら,専門性の高い指導・支援によって,着実にその力を伸長させている。

○発達障害のある児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けている。

- の2点を掲げており、その取組として
 - (1) 小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備
 - (2) 小学校,中学校における発達障害教育の推進
- の2分野を挙げています。

また,この東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画にある「区市町村教育委員会の役割」では,東京都の計画の主旨や各施策の方向性を十分に踏まえることとし,

- ・特別支援教室の全校導入等に伴い、適切な運営や指導内容・方法を充実
- ・医療的ケア児支援法の施行により、法の趣旨を踏まえた実施体制を整備
- ・特別支援学級担任の指導力の向上を図って行くこと
- ・最も適切な就学先を決定できるように、保護者への情報提供の充実
- ・全ての教職員の特別支援教育への理解に基づく合理的配慮の適切な提供

といった観点から、都教育委員会との緊密な連携の下、障害のある児童・生徒への支援 体制の整備を図って行くこととされています。

_{音声} | | <u>ュ-**2** 調布</u>市の現状

(1) 調布市の特別支援教育の現状

調布市の特別支援教育対象者の推移は、小学校の特別支援学級のニーズが上昇しています(※巻末 P32 グラフ参照)。このような中で特別支援学級担当の教員も増加し、より一層の専門性向上が望まれています。また、調布市では、特別支援教室における通級による指導を校内通級教室と呼んでいますが、在籍数は、小中学校共に上昇していて、特に小中学校全校に校内通級教室の設置が終了した平成31 年度辺りからは、全体の数値が急上昇しています(※巻末 P33 グラフ参照)。このような現状の中で、新しい校内通級教室担当の教員も増加し、新たな研修の充実やガイドラインの策定等を重要施策として推進をしてきましたが、より一層の充実が求められます。通級による指導は通常の学級に在籍している児童・生徒の指導のため、通常の学級の担任との連携が重要です。また、通級による指導を受けていない配慮を要する児童・生徒も、通常の学級に在籍しているため、全教員の特別支援教育の専門性向上と、そのための学校への支援の充実が、重要となってきました。さらに近年の社会的なニーズは、障害のある子もない子も可能な限り通常の学級で共に学ぶことが求められるようになってきており、ますます通常の学級での指導の専門性向上と、その環境整備が必要となってきました。

このような新たな特別支援教育の推進には、組織的な対応が重要になってきます。まず、 学校では、一人一人の教員がそれぞれの思いで特別支援教育を進めるのではなく、校長の 深い理解とリーダーシップによる方針の一致した推進が望まれます。また、学校組織だけ で対応することも限界があり、教育委員会を始め都立の特別支援学校、その他関係機関な どとも連携して、障害のある子どもの教育を支えていく必要があります。

調布市の特別支援学級の配置は、現在図 1, 2 (巻末資料 P.34) の通り設置していますが、全体のバランスを考えた配置計画の検討が必要とされています。また、近年増加して来た医療的ケア児への対応の整備や、学校設備のバリアフリーの促進も求められています。



(2) 現計画の成果と課題

①方向性1 小・中学校段階における特別支援教育の充実

■成果

○児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育が行われるよう,各学校においては通常の学級における支援が必要な児童・生徒の個別指導計画の作成が,努力義務とされています。

その作成率では、現行の市の基本計画、教育プランの指標(目標値:小・中ともに90%)を、小学校は達成しました。中学校は目標値には達していませんが、計画策定時より上昇しています。

(上段:小学校,下段:中学校)

目標値 (R4年度)	基準値 (ブラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
90%	76.5%	76.5%	78.1%	84.3%	90.8%
90%	53.7%	53.7%	57.4%	65.8%	62.8%

- ○校内委員会ハンドブック,知的障害特別支援学級ガイドライン,校内通級教室ガイドラインを作成し,校内委員会の効果的な開催方法や知的障害特別支援学級・校内通級教室における教育課程の適正な編成・実施等の指針を明確化したりするとともに,研修会等を開催し,学校における理解促進を図りました。
- ○校内通級教室を,小学校・中学校ともに全校に整備したことから,児童・生徒の他校への 移動時間が削減され,指導時間を柔軟に設定することが可能になる等,在籍学級において 安心して過ごすことができることにつながりました。
- ○言語障害通級指導学級については、言語発達の遅れ等のある児童は校内通級教室への入級 の可能性を同時に検討する等入級に係る相談体制を整備し、児童の障害の状態に適切な指 導を受けることができるようになりました。

■課題

- ○小中学校で個別指導計画に基づく指導を充実するには、校長が教育課程編成の責任者と してのリーダーシップを発揮し、個別指導計画に基づく指導について教員の理解と認識 を深め、学校全体の組織的な取り組みの推進が必要です。
- ○小学校から中学校へ児童の必要な情報が引き継がれ、それを基にした中学校の個別指導 計画作成率の向上を図る必要があります。
- ○校内通級教室での指導内容や成果については、特別支援教育コーディネーターを中心に 在籍学級担任等が学校全体で共有し、対象児童・生徒が在籍学級において感じていた困 難さを軽減し、学習に取り組むことができるよう支援する必要があります。
- ○調布市在住の特別支援学校に在籍している児童・生徒の交流の機会充実に向けて, <u>副籍</u>制度による交流活動の機会をさらに広める必要があります。
- ○知的障害特別支援学級の設置について、児童・生徒が安全に登下校し、主体的は学校生活

を送るために、市全体のバランスを考慮した配置計画の検討が必要です。



方向性2 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

■成果

- ○専門性向上のため、校内通級教室教員・特別支援学級教員への研修会の実施や、研究会の支援を行い、教員の特別支援教育に関する理解と指導力の向上につなげることができました。
- ○東京都の「特別支援教室の運営ガイドライン」を基にして校内通級教室の入退級に係る フローチャートを作成し、校内委員会や巡回校の担任・拠点校の通級指導担当教員の役 割とプロセスを明確にしたことで、校内通級教室への入室から退室、また退室後の支援 について、全小・中学校教員の理解が進みました。
- ○就学決定後の相談機能の整備・充実については、児童・生徒の様子を観察しながら保護者との相談が途切れることのないように、学校に相談の経緯や情報の提供をして、学校が見通しをもった相談体制を構築することを目指し、指導主事・就学相談員による継続的な相談を実施しました。
- ○国のG I GAスクール構想等により、全児童・生徒へタブレット端末を配布しました。 また特別支援教育に関わるアプリを多数インストールし、児童・生徒の多様な特性に対 応できるように、特別支援学級や校内通級教室での効果的な活用事例を通常の学級と共 に収集・共有したことで、教員の I C T機器を活用した指導技術の習得が進みました。

■課題

- ○特別支援教育の理解促進及びインクルーシブ教育システムの実現のために,管理職・全 ての教職員に向けたさらなる専門性向上のための研修の充実が必要です。
- ○校長はじめ全教職員が、校内通級教室、知的障害特別支援学級の適切な入退級及び就学 に向けて校内委員会を通した組織的な取り組みを推進し、児童・生徒にとってより最適 な学びの場を提供していくことが必要です。
- ○保護者,当該児童・生徒の要望を第一に考え,就学先選択の多様化へ対応するために, 教育委員会も積極的に関わり,どの子にとっても適切な就学先を選択できるよう全ての 学校・学級での特別支援教育の充実と専門性向上を図る必要があります。
- ○教員が授業において、視覚的に分かりやすい教材の提示や児童・生徒の学びの様子の記録を活用するなどして、より一層のICT機器を利用した障害のある児童・生徒の支援の充実を進める必要があります。
- ○特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との,交流及び 共同学習の充実を図り,障害理解と合理的配慮の理解を促進していく必要があります。



音声 コード **③**

方向性3 保護者等、地域及び関係機関との連携の充実

■成果

- ○教育シンポジウム・特別支援教育に関する動画公開・校内通級教室の取組事例のホームページ公開等,多様な方法による保護者や市民への周知に努めました。調布市として特別支援教育における取組や学校の事例を広く周知することにより,地域の就学予定の保護者等からも小・中学校への就学をすすめていく上で,貴重な情報源となりました。
- ○子ども発達センター・保育課と共催で就学に関する説明会を実施し、就学に当たっての 必要な手続きや、未就学児の一時預かりの実施、学校現場の様子を踏まえた情報提供を それぞれの担当課が連携することができました。
- ○特別支援学校と連携し、特別支援学校コーディネーターを招聘して各学校において若手 教員・特別支援学級教員の研修会や個別ケース相談での指導・助言をいただくことでよ り幅広い視点で児童・生徒を理解する学校が増えました。
- ○都立調布特別支援学校・障害福祉課・放課後等デイサービス事業者との連携の充実について通常の学級における事業者利用の児童・生徒が連絡帳を通して学校と事業者で対象児童・生徒の情報共有をすすめていくために、家庭との連携を兼ねた検討を重ねました。

■課題

- ○保護者・地域に対し、特別支援教育の理解・啓発のための子どもたちの学習内容や指導内容の事例を広く周知し、通常の学級においても汎用できるユニバーサルデザインの授業についても情報提供し、より一層の内容の充実を図る必要があります。
- ○就学前から児童・生徒の将来を見通した保護者への情報の提供や、将来にわたり切れ目ない支援の充実に向けた関係機関との連携をさらに進める必要があります。そのために就学支援シートや個別の教育支援計画等の必要性や、義務教育終了後の進路に係るキャリア教育についても特別支援教育を交えた提供ができるように、学校と連携した推進教育をする必要があります。
- ○市内の小・中学校における特別支援教育をより推進し、子ども達一人一人の教育的配慮に対応していくために、都立特別支援学校連携し、各校における特別支援教育に係る研修の設定や指導・助言を受ける機会を今以上に増やし、都立特別支援学校のセンター的機能の活用等一層の推進を図る必要があります。
- ○障害福祉課や医療・福祉関係者との連携を図り、医療的ケア児の教育環境面や学習場面の 配慮など様々な事態を想定して、児童・生徒や保護者連携した対応をすすめていきます。 また、放課後等デイサービスとの児童・生徒の情報共有を図るために、連携を引き続き推 進していく必要があります。

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

調布市教育委員会は、「子ども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、特別支援教育を進めてきました。

本計画では、これまでの計画の基本理念を継承しつつ、次のように調布市の実態に応じた特別支援教育の基本理念を掲げることとしました。

どの子どもも十分な教育を受けることができ, 共に学び,共に生きる社会を目指し,

すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します

2 基本方針について

基本理念を元に,以下の4つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針1 すべての学校がチームとなって教育活動を進めます(学校の組織的な体制整備・校内体制の強化)

学校の組織的な取り組には校長の役割は重要であり、校長は常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要です。また、校長はリーダーシップを発揮しつつ、体制の整備等を行い組織として学校が十分に機能するよう経営を進めると同時に、全教職員は校長の方針の具現化を目指しチームとなって教育活動を進める事が重要です。



音声

基本方針2 すべての教員がどの子もわかる教え方を身につけて、子どもが学ぶ力を引き出しま ド

す(教員等の専門性の向上)

すべての学校・学級で特別支援教育を推進するためには、すべての教員の特別支援教育に 関する専門性の向上が不可欠です。教員は、子どもやその家族の困難を受け止め、常に研修研 鑽を積み新しい知識を身に付け、特別支援教育の推進に向けた行動力を発揮し、その資質・能 力の向上に努めることが重要です。

基本方針3 多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します(保護者・地域・関係機関との連携)

学校が単独で特別支援教育を推進するのではでなく、保護者、地域関係機者など、様々な関係機関と連携しながら、就学前から卒業後までを見据えて子どもの健やかな成長を支援します。 コミュニティ・スクールの導入を進め、地域の方々と協力をしながら教育活動を進めていきます。

基本方針4 どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします(環境・体制整備)

近年の法改正にも対応しながら,施設の環境整備,医療的な対応整備,人的配置の整備など, 多様性のあるどの子も安全で安心できる学校での学習と生活の基盤の整備を進めます。

第4章 施策

施策の体系図 1

理念

基本方針

施策

施策1 すべての児童・生徒の深い理解と 認識に基づく支援・指導の充実

って教育活動を進めます (学校の組織的な体制整備・

すべての学校がチームとな

施策2 多様な教育ニーズに応える学校づ くりの推進

校内体制の強化)

施策3 特別な支援を必要とする児童・生 徒への支援の充実

基本方針2

基本方針1

すべての教員がどの子もわ かる教え方を身につけて,子 どもが学ぶ力を引き出しま す(教員等の専門性の向上)

施策1 教職員の専門性向上の推進

施策2 ICT機器の利用,

主体的・積極的な社会参画に向け た特別支援教育の推進

施策3 専門家と連携した支援の充実

基本方針3

多くの人が関わってすべて の子どもたちのために協力 します(保護者・地域・関係 機関との連携)

施策1 就学相談・教育相談の充実

施策2 特別支援教育の理解促進

基本方針4

どの子も安全で安心して学 ぶことのできる学校にしま す (環境整備)

施策1 在籍学級で安心して学べる体制づ くり

音声 コード

)学級で特別支援教育を推進します

施策2 全ての児童・生徒の安心・安全の確 保

主な取組

- ・校内委員会の充実と適正な運営
- ・個別の教育支援計画、個別指導計画の適正な作成
- ・校長・副校長への研修の実施

 $\stackrel{\wedge}{\bowtie}$

- ・教育支援担当指導主事等の学校への支援充実
- ・通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の充実
- ・校内通級教室等の運営の充実と学校全体での取組の充実
- ・通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員の研修充実
- ・特別支援教室専門員、スクールサポーター、学級介助員の研修充実
- ・特別支援教育コーディネーターの研修充実
- ・ICT機器を活用した指導の充実

 $\stackrel{\wedge}{\bowtie}$

 $\stackrel{\wedge}{\bowtie}$

- ・自立と社会参加を見据えた情報教育の充実
- ・キャリア教育の充実

 $\stackrel{\wedge}{\bowtie}$

- ・巡回相談員派遣の継続
- ・特別支援学校のセンター的機能の活用
- ・相談体制の充実
- ・早期からの保護者への情報提供
- ・関係機関との連携、副籍制度による交流活動の推進
- ・コミュニティ・スクール, 地域学校協働本部との連携, 教育シンポジウムの開催 ☆
- ・学級介助員,スクールサポーター,特別支援教育コーディネーターの配置
- ・発達障害のある児童・生徒への環境・体制整備
- ・特別支援学級(知的障害)の市全体の適正な配置検討
- 言語障害通級指導学級の体制整備
- ・校内での柔軟な対応の取組の工夫
- ・バリアフリーの整備
- ・医療的ケア児への対応

 $\stackrel{\wedge}{\bowtie}$



2 各施策について

(1)基本方針1 すべての学校がチームとなって教育活動を進めます (学校の組織的な体制整備・校内体制の強化)

成果指標

成果指標	現状値	目標値
通常の学級において,特別な支援が必要な児童・生徒の内,「スクールサポーター等の人的支援による対応」,「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	2021(令和3年度)実績 小学校 90.8% 中学校 62.8%	小学校 100.0% 中学校 100.0%

施策1 すべての児童・生徒の深い理解と認識に基づく支援・指導の充実

一人一人の児童・生徒を大切にし、人権を尊重しつつ個別に対応した適切な合理的 配慮を行うために、各学校における組織的な支援体制の構築と指導体制の充実に努め ます。

主な取組

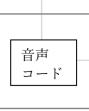
・校内委員会の充実と適正な運営

教育委員会が「校内委員会のマニュアル」等を改訂し、通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等に在籍する児童・生徒について、それぞれの特性に応じた合理的配慮の提供や指導・支援ができるように支援して、各学校が各小・中学校長を中心に適切に校内委員会を開催し運営・実施できるよう、各学校に普及・啓発を図ります。

・個別の教育支援計画、個別指導計画の適正な作成

通常の学級に在籍する児童・生徒の実態に応じて、学校・家庭・関係機関が連携して個別の教育支援計画を作成し、その後具体的な目標を設定した個別指導計画を学校が作成して、児童・生徒の実態に沿った合理的配慮を提供し、様々な障害の状態の軽減・改善に努めます。特別支援学級及び校内通級教室に在籍する児童・生徒だけでなく、通常の学級でスクールサポーター等の人的支援が必要な児童・生徒についても、児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育が行われるよう、個別の教育支援計画及び個別指導計画を確実に作成し、専門的な指導を継音声続して実施できる体制を推進していきます。

コード



施策2 多様な教育ニーズに応える学校づくりの推進

通常の学級や特別支援学級など、子ども達一人一人の教育ニーズは異なります。そのニーズに対応できるだけの管理職の学校経営計画に基づいたリーダーシップの育成と指導主事による学校支援を推進します。

主な取組

・校長・副校長への研修の実施

校長・副校長等の管理職の中には、特別支援学級・校内通級教室等の指導に関わったことのない者もおり、各学校の特別支援教育への理解や啓発には教員自身のキャリアが大きく関わっています。調布市内のどの学校においても特別支援教育が等しく推進されていくためには、教育委員会が主体となって、管理職を対象にした研修を実施し、特別支援教育の共通理解や認識を繰り返し指導しすることで、管理職の深い理解とリーダーシップにより組織的に特別支援教育が推進できる学校づくりを推進します。

・教育支援担当指導主事等の学校への支援充実

指導主事が各学校を定期的に訪問し、通常の学級における指導や特別支援学級及び校内通 級教室等の指導内容について、適宜授業観察及び指導を実施していきます。また、学校からの 要望により特別支援教育に係る相談を様々な機会を捉えて実施していきます。さらに各学校に おいて児童・生徒やその保護者における各種相談に対して、必要に応じ学校への指導・助言を 通して、学校を支援していきます。



施策3 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実

通常の学級と特別支援学級における交流及び共同学習をすすめ、多様な場における 学習を推進します。また、校内通級教室の個別指導・小集団指導における障害の主訴に 応じた指導内容の巡回校・拠点校における共通理解や巡回教員を活用した校内委員会 の開催を推進します。

主な取組

・通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の充実

通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある子どもにとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない子どもにとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながります。また、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むための交流と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を学校が理解した上で、調査を行い推進していきます。

・校内通級教室等の運営の充実と学校全体での取組の充実

校内通級教室では、小・中学校共に児童・生徒の障害の主訴に対応した指導を個別指導・小集団指導を活用し、年度ごとに当該児童・生徒の指導に対する評価をしながら継続・退室の検討を重ねていきます。また、学校全体で通常の学級に在籍している児童・生徒に対しても、校内通級教室の担当教員の見取りや効果的な支援方法などを共有していくことも、校長及び校内通級教室拠点校教員への研修を通して推進していきます。

レイアウト調整ページ

音声 コード

写真 等

写真 等

写真 等

(2)基本方針2 すべての教員がどの子もわかる教え方を身につけて、子どもが学ぶ力を引き出します(教員等の専門性の向上)

成果指標

成果指標	現状値	目標値
特別支援学級における全教科の指導内容表の作成校数	2021(令和3年度)実績 小学校 算数(1 校) 中学校 国語·数学(1 校)	小学校 全教科(6 校) 中学校 全教科(3 校)

施策1 教職員の専門性向上の推進

通常の学級や特別支援学級に在籍している児童・生徒における支援・指導には、個別 対応や合理的配慮が求められる場合も多くあります。その対応を円滑にかつ適切に実 施していくために、それぞれの学びの場で子どもに教える教員の専門性が求められます。 また、特別支援教室専門員やスクールサポーター、学級介助員など教員を支援する職 員の専門性も求められます。

どの学校でも子どもたちが同じ教育支援・指導を受けられるようにするために、教育 委員会が主体となって研修を実施し、教職員の専門性の向上を図ります。

主な取組

通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員の研修充実

通常の学級に在籍する教育的配慮が必要な児童・生徒に、合理的配慮の提供や心理的安全の確保ができるように、教育委員会が小・中学校に研修を実施していきます。特別支援学級のベテランの教員が、若手の教員を育成できるように講師を選定し実践的な研修を実施していきます。校内通級教室の各拠点校主任が中心となり、事例や指導方法について研修をすすめ、教員の指導技術を向上させます。これらの研修では、小・中学校の垣根を越え小・中学校9年間を見据えた合同研修をすすめていきます。





・特別支援教室専門員、スクールサポーター、学級介助員の研修充実

特別支援教室専門員には、日頃の業務確認や巡回・拠点校ごとの役割の違いについて、学校の具体的な生活場面を交えて各校の特色について意見交換を交えながら研修していきます。スクールサポーターや学級介助員には、個別の支援を児童・生徒に実施していくにあたり、重点や支援の方策について協議し、幅広い知見をもてるように研修を実施していきます。また、これらの研修を行っていくにあたり、児童・生徒理解や保護者理解にも努めてまいります。

・特別支援教育コーディネーターの研修充実

特別支援教育コーディネーターは校内で様々な場面で活用され、その業務範囲は校内のみならず、関係機関との調整など幅広いものとなってきています。特別支援教育コーディネーターには、特別支援教育に係る専門的知識や、外部機関との関係の構築、児童・生徒の保護者への対応など多岐に渡る能力が求められることから、研修も幅広い講師を招聘し、特別支援教育コーディネーターの資質・能力の向上を目指していきます。



施策2 ICT機器の利用,

主体的・積極的な社会参画に向けた特別支援教育の推進

教員の端末を活用した障害による学習上または生活上の困難さを改善・克服するための合理的配慮を含めた教科指導や児童・生徒1人1台端末の活用による情報活用能力の育成を図っていきます。

また、キャリア教育も踏まえた、児童・生徒の自立を促すため、情報教育を教科指導や日常の学校生活で積極的に活用促進ができるように支援していきます。

主な取組

・ICT機器を活用した指導の充実

特別支援教育では、個別最適な学びや主体的・対話的な学びを実現するためにもICT機器の活用は重要な意味を持っています。教育委員会は、児童・生徒が学習の目的を達成するためのツールとしてのICT機器の活用が進むように、各校の活用事例を共有し教員が指導が充実することを支援します。合わせて教員用端末を活用した児童・生徒の学びの記録を活用した学習支援を実施するために、教員の活用能力の向上を図ります。





・自立と社会参加を見据えた情報教育の充実

児童・生徒がICT機器を活用するための汎用的な技術の習得に加えて、情報モラルを含む情報活用能力の育成を図り、習得した情報活用能力をどこでどのように生かすのか、卒業後を見通した教育を進めます。子どもたちの自立につながる効果的な指導を各学校ができるように情報共有をしていきます。また、情報モラルや情報セキュリティに関する内容についても、早期から学校・家庭で指導していく体制づくりを、各学校の生活指導主任と各特別支援学級の主任会議を通して連携をすすめていきます。

・キャリア教育の充実

特別支援学級では小・中学校の切れ目ない支援を大切にし、未学習・未指導を防ぐために、「指導内容表」の作成率を上げ、児童・生徒一人一人の学習の到達度の掌握を図ります。その際に児童・生徒自身が学習状況を把握し、主体的に今後の学習計画について見通しをもつことを大切にしていきます。中学校卒業後も自らの学習の履歴が分かるように、既存の「キャリアパスポート」とも連携し、児童・生徒の学びの連続性を確保していきます。同時に、将来の自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、教育活動全体でキャリア教育の充実を図ります。



音声 | | | コード 施策3 専門家と連携した支援の充実

―児童・生徒の相談内容が多様化・複雑化している状況にあって,就学相談や学校での教育相談は,専門性の高い人材から助言を受けて,保護者との円滑な合意形成を図ることが必要です。調布市では様々な専門家を相談員として派遣しており,東京都の巡回相談員派遣よりも相談員の職種を増やして実施しています。また,調布特別支援学校のセンター的機能を活用した,特別な支援が必要なお子さんの見立てや助言を市内全校対象にして実施できるように推進していきます。

主な取組

巡回相談員派遣の継続

調布市で実施している巡回相談員派遣は、特別な支援を必要とする児童・生徒の状況を早期 に把握し、適切な支援につながるよう児童・生徒の見立てを行い、教員への指導上の助言や保 護者との面談・相談に立ち会い、専門的な見地から助言を行います。言語聴覚士や作業療法士 など今後もその拡充を図っていきます。

・特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校のセンター的機能を活用した,特別な支援が必要なお子さんの見立てや助言を特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの方を中心にご協力いただき,市内全校対象にして実施できるように推進していきます。特別支援学校との連携を基にして,学校同士だけでなく外部機関等の様々な資源についても共有し連携を図り,調布市の子どもたちを共に育てる意識をもって教育活動をすすめていきます。また,複数名コーディネーターを配置している学校においては,中心的役割を担うコーディネーターに対して校内OJTを活用できる研修内容となるように精選していきます。

レイアウト調整ページ

音声 コード

写真 等

写真 等

写真 等

音声

コード(3) 基本方針3 多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力し ます「保護者・地域・関係機関との連携)

成果指標

成果指標	現状値	目標値
就学相談に関わる保護者の内,就学 時から卒業後までを見通した特別支 援教育について説明を受けた割合	2021(令和3年度)実績 小学校 - 中学校 -	小学校 100.0% 中学校 100.0%

施策1 教育相談・就学相談の充実

教育相談は、社会や家庭の変化に伴い内容が複雑になってきています。 就学相談を 進めるにあたっても、当該児童・生徒または就学前児及びその保護者の意思、関係教育 機関の意見,教育委員会の見解を調整していく必要があります。そのため,教育委員会 内の各関係部署(就学相談員・教育支援コーディネーター・指導主事・学務課)が連携し て、組織的に相談内容に対応していきます。

主な取組

・相談体制の充実

調布市では、年々就学相談件数が増加し、当該児童・生徒及び保護者との相談体制が重要と なってきています。また,就学時以降の継続的な相談の充実や児童・生徒を取り巻く社会や家庭 の変化に対応するため,教育委員会では,教育支援コーディネーターが教育相談全般を受け付 けており、相談内容により支援先を整理していきます。就学相談では、就学相談員が窓口の役 割をし、相談内容によって、教員職・心理職それぞれが相談者をコーディネートして教育支援担 当指導主事や学務課等と連携してすすめていきます。また、教育委員会が当該児童・生徒保護 者へ, 就学委員会での結果を受け取り合意形成を経て, 丁寧に相談を継続し就学先を決定して いきます。

・早期からの保護者への情報提供

5 月に調布市教育委員会では、未就学のお子さんを対象に、就学相談説明会を開催していま す。子ども発達センター、保育課と連携し、小学校就学を見据えた様々な教育の場や就学相談 の仕組みについて説明し、早期から適正な就学を検討する材料を保護者の方々に提供していま す。また,就学相談会をきっかけに幼稚園・保育園在籍で数年を掛けて就学先を検討していく方 へも, 就学相談員, 教育支援コーディネーター, 教育支援担当指導主事が対応していきます。

また, 就学相談説明会, ホームページの動画など様々な手段で説明を用意し, 就学から卒業 後までを見通した特別支援教育について,説明を受けた保護者の割合が高まるよう働きかけて 音声いきます。 コード



施策2 特別支援教育の理解促進

特別支援学校との副籍制度による交流活動や教育・福祉・家庭による連携事業では、 障害のある児童・生徒に対しての支援体制や方法について具体的な内容事例を通して 進めていきます。

また,教育委員会では地域学校協働本部を発展させ,学校運営を地域と共に協議していくコミュニティ・スクールの設置を現在進めており,その中で特別支援教育についても学校関係者及び地域住民や保護者と共に考え協力し,校内体制を検討していきます。

主な取組

・関係機関との連携、副籍制度による交流活動の推進

放課後等デイサービス事業所と学校と利用児童・生徒保護者,特別支援学校,障害福祉課が連携し,支援が必要な子供やその保護者が,乳幼児期から学齢期,社会参加に至るまで,地域で切れ目なく支援が受けられるよう,子どもの状況に応じた丁寧な情報共有を目指していきます。また,東京都立特別支援学校に在籍している調布市内在住の児童・生徒と調布市立小・中学校との副籍制度による交流活動を推進していきます。直接交流・間接交流を問わず,障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が,できるだけ同じ場で学ぶことやその情報を提供できるように副籍制度による交流活動を推進していきます。

・コミュニティ・スクール、地域学校協働本部との連携、教育シンポジウムの開催

調布市では、令和5年4月よりコミュニティ・スクールの導入をすすめ、令和7年4月には市内全小・中学校の設置を予定しています。既に全校に設置されている地域学校協働本部とコミュニティ・スクールを一体的に推進していき、各学校における特別支援教育に係る情報の提供や理解啓発に向けて、地域・保護者の方と一体となり協力をしながら教育活動をすすめていけるよう、各学校に推進していきます。また、特別支援教育の視点を取り入れた教育シンポジウムを開催し、広く市民の理解推進を図ります。



(4)基本方針4 どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします (環境整備)

成果指標

成果指標	現状値	目標値
学校における医療的ケア児ガイドラインの教員認識率	2021(令和3年度)実績 小学校 - 中学校 -	小学校 100.0% 中学校 100.0%

施策1 在籍学級で安心して学べる体制づくり

教育委員会では、児童・生徒が在籍している学級における特別に教育的な配慮・支援が必要な児童等の状況に応じて、対応する職員の配置をしています。現在は通常の学級における支援が必要な児童・生徒に対して「スクールサポーター」、特別支援学級で支援が必要な児童・生徒に対して、学級介助員を教育委員会が任命・配置しております。その配置人数については、今後学校の実態に合わせて適宜検討していく必要があります。

また,校内で別室登校の場を設けたり,別室学習の取組を実施したりして,不登校児 童・生徒の居場所として活用されています。

主な取組

・学級介助員、スクールサポーター、特別支援教育コーディネーターの配置

調布市で採用・各校へ配置している学級介助員やスクールサポーターについては、各校の実態や要望に応じ、適正に配置を継続していきます。特別支援教育コーディネーターについては、各学校長の任命で配置された者に対して、教育委員会が主導して情報共有の場の提供や、研修の機会の確保に努めます。





・発達障害のある児童・生徒への環境・体制整備

校内通級教室を利用する児童・生徒及び通常の学級で支援を必要とする児童・生徒の割合は、近年増加の一途をたどっています。特に校内通級教室を退室した後の児童・生徒の支援体制には、通常の学級における個別の支援がより必要となってきます。そこで通常の学級における「発達障害教育支援員」配置及び学校の実態に応じた「スクールサポーター」配置について検討を重ねていきます。同時に、自閉症・情緒障害等特別支援学級の設置については、発達障害のある児童・生徒の望ましい教育環境の整備について、調査・研究を進めていきます。

・特別支援学級(知的障害)の市全体の適正な配置検討

特別支援学級(知的障害)の配置については、これまでも検討を重ねてきていますが、児童・ 生徒が安全に登校し、主体的に学校生活を送るために、市内全体の設置校のバランスと配置に ついて検討を重ねていきます。



言語障害通級指導学級の体制整備

言語障害通級指導学級については、現在調布市立第一小学校にのみ設置されています。市内で1校のため、希望される児童が入級するまでに面談や検査等限られた期間で行われるため、入級待機期間が発生しています。市内でのニーズが高まりつつあり、今後さらなる入級希望者の申込が考えられるため、現状を改善するための言語障害通級指導学級の体制について整備・検討をすすめていきます。

・校内での柔軟な対応の取組の工夫

多様な児童・生徒に対して、施設の実情に応じた別室登校や別室指導等の工夫を推進していきます。限られた学校施設内ではあるものの、居場所の確保と学習指導の促進を地域学校協働本部と連携し、教室施設の活用・工夫を図ります。また、通常の学級の授業の様子をオンラインで配信し、別室で授業に参加する体制等、市内のどの小・中学校においても一定の学習機会の確保が行えるように、その実施方法の工夫についても広く周知していきます。



施策2 全ての児童・生徒の安心・安全の確保

調布市内では、学校によってバリアフリー化の施設・設備の設置状況が異なったり、 医療的ケア児を受け入れようと思っても、受け入れ態勢が整っていなかったりしている 現状があります。教育委員会の他課や関係機関と連携し、環境・体制の整備を順次進め ていきます。

主な取組

・バリアフリーの整備

市内小・中学校における施設面におけるバリアフリー化の促進について、校舎等の改築や該 当児童・生徒の就学に応じて、学校施設管理係等と連携・調整し、障害をもつ児童・生徒が学校 生活を送る上での身体面・心理面において安全性を確保していきます。また、その他にも様々な 障害をもつ児童・生徒の合理的配慮につながるバリアフリー化についても調査し、学校の現状に 見合った整備の検討をすすめていきます。

・医療的ケア児への対応

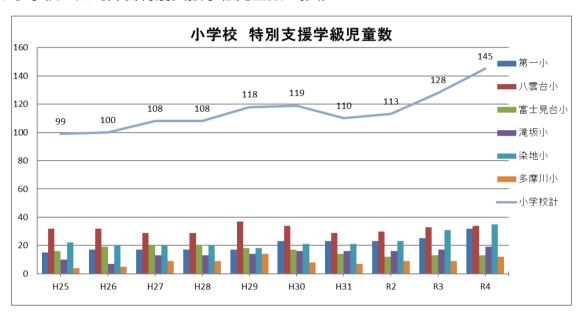
令和 3 年 9 月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の目的に基づいて、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することと、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するために、調布市内の公立小・中学校に就学予定の医療的ケアを必要とする児童・生徒に対する環境・体制を関係所管及び関係機関と連携をして整備していきます。同時に調布市の「医療的ケア児への対応を示したガイドライン」を策定し、市内全学校において研修等を通して共有し、認識率を高めていきます。



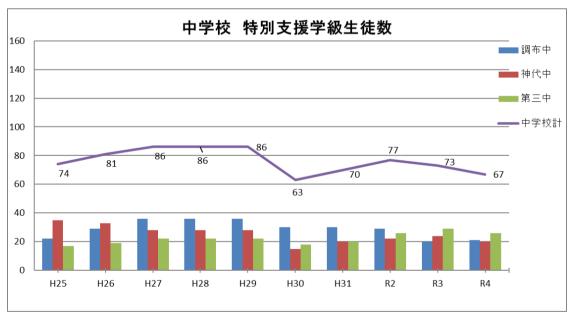
資料編

1 調布市の特別支援教育を取り巻く動向

○小学校 知的障害特別支援学級児童数の推移

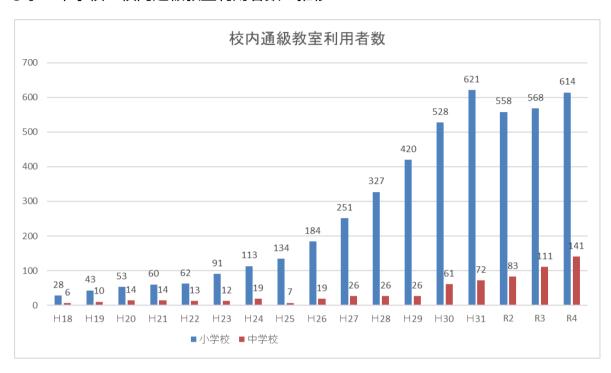


〇中学校 知的障害特別支援学級児童数の推移

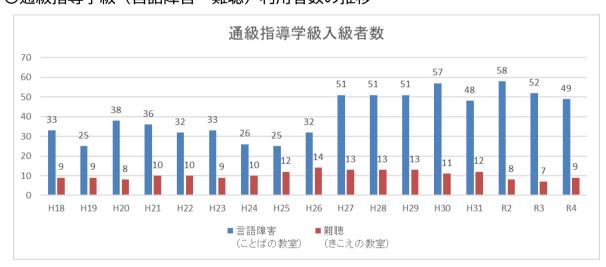




〇小・中学校 校内通級教室利用者数の推移



○通級指導学級(言語障害・難聴)利用者数の推移





○知的障害特別支援学級の配置状況



2 特別支援教育をめぐる制度改正等の流れ

時期	国	東京都	調布市
平成 16 (2004)年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 策定	
平成 19 (2007)年 4月	特別支援教育の本格的実施(平成 18 年3 月学校教育法等改正) ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ・盲・ 聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能・小中学 校における特別支援教育		調布市基本計画(平成 19~24年度) 策定
平成 19 (2007)年 9月	「障害者の権利に関する条約」の署名		
平成 19 (2007)年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 第二 次実施計画 策定	
平成 22 (2010)年 3月			調布市教育プラン 策定
平成 22 (2010)年 11 月		東京都特別支援教育推進計画 第三 次実施計画 策定	
平成 23 (2011)年 8月	改正障害者基本法施行 ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重・ 交流及び共同学習の積極的推進		
平成 24 音声 (2012)年 コー ^{7月}	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」(中央教育審議会初等中等教育分科会報告) ・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮,基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備,交流及び共同学習の推進・教職員の専門性向上 等		

平成 25 (2013)年 3月			調布市基 25~30年 調布市特 体計画 第	音声本計画(平成度) 策定 別支援教育全
平成 25 (2014)年 9月	就学制度改正(平成 25 年8月学校教育法施行令改正) ・認定就学制度を廃止,総合的判断(本人・保護者の意向を可能な限り尊重)による就学制度 等			
平成 26 (2014)年 1月	障害者権利条約批准 ・インクルーシブ教育システムの理念・合理 的配慮の提供 等			
平成 27 (2015)年 3月			(平成 27~ 定	正基本計画 ~30年度)策 プラン策定
平成 28 (2016)年 2月		東京都発達障害教育推進計画 策定		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
平成 28 (2016)年 3月				別支援教育全 定版】策定
平成 28 (2016)年 4月	障害者差別解消法施行(平成 25 年6月制定) ・差別の禁止,合理的配慮の提供 等			
平成 28 (2016)年 6月	改正児童福祉法施行(公布日施行) ・医療的ケア児の支援に関する保健,医療,福祉,教育等関係機関の連携の一層 の推進			
平成 28 (2016) 年 8月	改正発達障害者支援法施行(平成 28 年6 月改正) ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ,適切な教育的支援の実施・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進			
平成 29 (2017)年 2月		東京都特別支援教育推進計画(第二期)·第一次実施計画 策定		
平成 29 (2017)年 4月 平成 30 (2018)年	新学習指導要領公示 通級による指導の教員定数の基礎定数化 (平成29年3月 義務標準法改正) 個別の教育支援計画の作成における関係 機関との情報共有の制度化(学教法施行			
平成 31 (2019)年 3月	規則改正。公布日施行)		元~4 年度 第3期教育	デプラン 策定 別支援教育推
令和元 (2019)年 9月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置			
令和3 (2021)年 1月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告			
令和3 (2021)年 4月	改正高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行(令和2年5月改正) ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大(公立小中学校を追加)等			
令和3 (2021)年 9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援 に関する法律(令和3年6月18日号外法律 第81号)施行			
令和4 (2022)年 3月		東京都特別支援教育推進計画(第二期)·第二次実施計画 策定	Г	
令和4 (2022)年 9月	国連障害者権利委員会 障害者権利条約 対日審査総括所見公表			音声
				コード

用語集

No	該当箇所	用語	説明
	2 頁	特別支援教育	障害のある幼児児童・生徒の自立や社会参
			加に向けた主体的な取組を支援するとい
			う視点に立ち,幼児児童・生徒一人一人の
			教育的ニーズを把握し,その持てる力を高
			め,生活や学習上の困難を改善又は克服す
			るため,適切な指導及び必要な支援を行う
			もの。(文部科学省ホームページより)
			調布市特別支援教育推進計画では,基本理
			念として,「一人一人の子どもの,それぞれ
			のニーズに対応した教育」を「特別支援教
			育」としている。(前)
	2 頁	インクルーシブ教育シ	障害者の権利に関する条約では,条文の第
		ステム	24条に「障害者が障害を理由として教育
			制度一般から排除されないこと及び障害
			のある児童が障害を理由として無償のか
			つ義務的な初等教育から又は中等教育か
			ら排除されないこと」とある。インクルー
			シブ教育システムとは,この理念に基づく
			教育制度のこと。(前)
	4 頁	中教審	文部科学省組織令により,文部科学省に設
			置された審議会。中央教育審議会の略。
	4 頁	合理的配慮	障害者の権利に関する条約第2条におい
			て,「障害者が他の者と平等にすべての人
			権及び基本的自由を享有し,又は行使する
			ことを確保するための必要かつ適当な変
			更であって,特定の場合において必要とさ
			れるものであり,かつ,均衡を失した又は過
			度の負担を課さないものいう。」と定義さ
			れている。(前)
	4 頁	個別指導計画	個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に
			対して,適切な支援を行うことを目的とし
			た個人の目標や指導方法等を短期的な視
			点から作成した計画書(プラン)
声,	4 頁	教員定数の基礎定数化	公立の小・中学校や特別支援学校の小・中
+ F			学部の教職員数は、「義務標準法」と通称
]		される法律によって算定されます。学級数

			音声	ii I	
		に応じて自動的に決まるものを「基礎定		ド	†
		数」といい,毎年,都道府県の申請に応じ			
		て政策的に配当される「加配定数」とは分			_
		けられます。			
4 頁	バリアフリー法	「高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促			
		進に関する法律」をいわゆるバリアフリー			
		法と呼ぶ。			
4 頁	医療的ケア児	医学の進歩を背景として, NICU などに長			
		期入院した後, 引き続き人工呼吸器や胃ろ			
		う, 端野吸引や経管栄養などの医療的ケア			
		が日常的に必要な児童のこと。(プラン)			
4 頁	国連障害者権利委員会	国連の障害者に関する権利条約の実施を			
		監視する委員会。			
4 頁	個別指導計画	個別の教育支援計画に示された学校での			
		支援を具体化した指導計画。児童・生徒一			
		人一人の障害の状態等に応じたきめ細か			
		な指導を行うことができるよう,より具体			
		的に指導目標や指導内容・手だてを設定し			
		作成する。(前)			
4 頁	障害名の変更などの動	精神医学会では、例えば、自閉スペクトラ			
	向	ム症/自閉症スペクトラム障害と併記さ			
		れるようになってきている。			
5 頁	発達障害	発達障害者支援法において「自閉症, アス			
		ペルガー症候群その他の広汎性発達障害,			
		学習障害, 注意欠陥多動性障害その他これ			
		に類する脳機能の障害であってその症状			
		が通常低年齢において発現するものとし			
		て政令で定めるもの」と定義されているも			
		の。			
6頁	特別支援学級	調布市においては,小学校,中学校等にお			
		いて知的障害のある児童・生徒に対し、障			
		害による学習上又は生活上の困難を克服			
		するために設置された学級。			
6頁	校内通級教室	「通級による指導」の調布市の呼び方。東			
		京都では「特別支援教室」と呼ぶ。「通級			
		による指導」とは、通常の学級での学習に			
		おおむね参加でき,一部特別な指導を必要			٦
		とする児童・生徒を対象として,週1単位			
		時間から週8単位時間まで、特別な指導を	音声	l l	+
		受ける制度をいう。校内通級教室の全校設		- F	

音声	Ħ				
コー	- F			置により,教員が巡回指導をすることによ	
				って,これまでの通常の学級に在籍する発	
				達障害等の児童・生徒に対して通級指導学	
				級で行ってきた特別な指導を,在籍校で受	
				けられるようになった。(前)	
		7 頁	言語障害通級指導学級	言語障害の程度が比較的軽度の者に対し	
				て,各教科等の指導は通常の学級で行い	
				つつ, 障害に応じた特別の指導を特別の	
				指導の場で行うという通級による指導の	
				教育形態。(前)	
		7 頁	副籍制度による交流活	特別支援学校の小学部・中学部に在籍する	
			動	児童・生徒が,居住する地域の区市町村小	
				学校,中学校に副次的な籍(副籍)を持ち,	
				居住する地域とのつながりの維持・継続を	
				図るための交流。直接的な交流 (小学校,中	
				学校の学校行事や地域行事等における交	
				流,小学校・中学校の学習活動への参加等)	
				と間接交流(学校・学年・学級だよりの交	
				換等)がある。(前)	
		7 頁	交流及び共同学習	障害のある児童・生徒と障害のない児童・	
				生徒が学校教育の一環として活動を共に	
				すること。新学習指導要領では、「他の小学	
				校や,幼稚園,認定こども園,保育所,中学校,	
				高等学校,特別支援学校などとの間の連携	
				や交流を図るとともに,障害のある幼児児	
				童・生徒との交流及び共同学習の機会を設	
				け,共に尊重し合いながら協働して生活し	
				ていく態度を育むようにすること」として	
				いる。(前)	
		8頁	GIGA スクール構想	国の構想で、全国一律の ICT 環境と、1	
				人1台端末及び高速大容量の通信ネット	
				ワークを一体的に整備し, 多様な子供たち	
				を誰一人取り残すことのない, 公正に個別	
				最適化された学びを全国の学校現場で持	
				続的に実現することを掲げている。(文科	
				より抜粋)	
		9頁	放課後等デイサービス	国の定める制度で,心身に障害のある小学	
				生から高校生の児童・生徒が放課後や夏休	
音声				みなどを過ごす場所のひとつ。(前)	
コー	-	9 頁	医療的ケア児	医学の進歩を背景として, NICU などに長	
				期入院した後, 引き続き人工呼吸器や胃ろ	

			音声	<u> </u>	
		う,端野吸引や経管栄養などの医療的ケア		- F	1
		が日常的に必要な児童のこと。(プラン)			
15 頁	個別の教育支援計画	本人や保護者の希望を踏まえて,教育・保			_
		健・医療・福祉等が連携して幼児・児童・			
		生徒を支援していく長期計画。本人や保護			
		者に対する支援に関する必要な情報が記			
		載され,乳幼児期から学校卒業後までの一			
		貫性のある支援を行っていくためのツー			
		ル。(前)			
15 頁	キャリア教育	社会の中で自分の役割を果たしながら,自			
		分らしい生き方を実現していく教育と言			
		われ、児童・生徒の自立や社会参加に向け			
		た主体的な取組の支援を進める特別支援			
		教育にとって、必要不可欠である			
15 頁	巡回相談員	市立小・中学校を巡回して児童・生徒の行			
		動観察等を行い,教員への指導上の助言や			
		保護者との面接・相談等を行う、臨床心理			
		士や言語聴覚士,作業療法士等,特別支援			
		教育の専門家。(HP)			
15 頁	特別支援学校のセンタ	特別支援学校が,地域の特別支援教育の推			
	一的機能	進・充実に向けて,必要な助言や援助を行			
		う機能のこと。学校教育法第74条では、			
		「特別支援学校においては,(略),幼稚園,			
		小学校,中学校,高等学校又は中等教育諸学			
		校の要請に応じて,第81条第1項に規定			
		する幼児,児童又は生徒の教育に関し必要			
		な助言を行うよう努めるものとする。」と			
		規定されている。(前)			
15 頁	地域学校協働本部	学校支援活動をはじめとして,幅広い地域			
		住民等の参画を得ながら「学校を核とした			
		地域づくり」を目指すための仕組みで、調			
		布市では、令和3年4月からはすべての			
		小中学校に「地域学校協働本部」を設置し,			
		今まで以上に学校と地域人材が組織的に			
		結びつき, 学校教育に参加できるよう体制			
		を整備した。			
15 頁	バリアフリー	高齢者・障害者等が生活していく上で障壁			\neg
		(バリア) となるものを除去 (フリー) す			
		ること。物理的, 社会的, 制度的, 心理的	音声	i	+
		な障壁,情報面での障壁などすべての障壁]]-	- ド	
		を除去する考え方			

音声				
<u> </u>		16 頁	スクールサポーター	学級内において特別支援を要する児童・生
				徒への指導補助等や,必要な児童・生徒に
				対する個別的な学習指導等を行う。調布市
				内公立小・中学校28校に配置している。
		16 頁	校内委員会	校長のリーダーシップの下,全校的な支援
				体制を確立し,発達障害を含む障害のある
				児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等
				を行うために,校内に設置された特別支援
				教育に関する委員会。(前)
		18頁	校内通級教室拠点校	校内通級教室の担当教員が在籍する学校。
				東京都では「特別支援教室拠点校」と呼ぶ。
				調布市立学校の校内通級教室拠点校は,平
				成31年3月現在で,小学校8校(調和小,
				石原小,柏野小,飛田給小,緑ヶ丘小,杉森小,
				深大寺小,布田小),中学校 2 校(第六中,
				第八中)である。
		20 頁	特別支援教室専門員	校内通級教室の教員や臨床発達心理士等
				の巡回日の連絡・調整,児童・生徒の行動観
				察等,校内通級教室の教員と連携して校内
				通級教室の円滑な運営に必要な業務を行
				う。
		20 頁	学級介助員	特別支援学級において,身辺の自立を目的
				とした生活習慣に係る育成指導
				学習,集団行動,登下校時等の指導
				遠足, 夏季施設等の校外指導など, 特別支
				援学級の担任の補助や支援を行う。
		23 頁	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基に
				なる考え方と態度(学習指導要領)
		23 頁	キャリアパスポート	子ども達が小学校から高等学校までのキ
				ャリア教育に関わる活動について記入し,
				記録を保管するもの。
		24 頁	言語聴覚士	児相・生徒が最大限の機能回復・獲得 と
				活動レベルの向上を得て,自分らしい生活
				が構築できるよう言語・コミュニケーショ
				ンおよび 摂食嚥下の観点から支援する専
				門職。
		24 頁	作業療法士	児童・生徒の基本的動作能力(運動や感覚・
_				知覚、心肺や精神・認知機能などの心身機
音声コー	L"			能),応用動作能力(食事やトイレ,家事
<u> </u>	٢			などの日常で必要となる活動),社会的適

			Г	音声		
		応能力 (地域活動への参加, 就学・就労な			- F	
		ど) また, 環境 (人為的環境, 物理的環境,				_
		社会的環境) の調整や, 社会資源や諸制度				
		の活用の促進なども含めて, その人らしい				
		「作業」(行動)の獲得をサポートする専				
		門職。				
27 頁	コミュニティ・スクー	「学校運営協議会」を設置している学校の				
	ル	ことを「コミュニティ・スクール」という。				
		「学校運営協議会」は法律に基づき,教育				
		委員会から任命された委員が,一定の権限				
		を持って学校の運営とそのために必要な				
		支援について協議する合議制の機関のこ				
		と。学校・保護者・地域住民が協働しなが				
		ら子供たちの豊かな成長を支え,「地域と				
		ともにある学校づくり」を進める。(プラ				
		ン)				
28 頁	特別支援教育コーディ	各学校における特別支援教育の推進のた				
	ネーター	め,主に,校内委員会・校内研修の企画・運				
		営,関係諸機関・学校との連絡・調整,保護				
		者からの相談窓口などの役割を担う教員。				
		各校の校長から指名される。				